

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

公務員労働者の争議権を否定する旧態依然の主張

公務員制度改革案における労働協約締結権と争議権の位置づけ (第2回)

内閣直属の「国家公務員制度改革推進本部」が国家公務員法改正準備のために、昨年12月末に発表した「国家公務員の労働基本権(争議権)に関する懇談会」報告とその付属文書「自立的労使関係制度に関する改革素案(たたき台)」(www.gyokaku.go.jp/koumuin/kihonken/houkoku.pdf)の問題点についてひきつづきみてゆく。今回は争議権剥奪の件について検討する。

「たたき台」は、国家公務員の労働協約締結権については回復の基本方向を示したが(前号記事)、争議権については「法案提出までに更に検討を進める」としたのみで、大方の予想と期待に反して回復への方向性はみられない。すでに後ろ向きの態度が窺われる。回復見送りの方向とのリーク報道もあった。

労働基本権剥奪のうえに刑事罰

争議行為など労働組合の正当な行為は、労働組合法第1条第2項により、刑法第35条にいう「正当な業務による行為」にあたり、犯罪成立要件(構成要件該当性・違法性・有責性)中の違法性を阻却されるから、刑事罰の対象とはならない。具体的には、労働争議におけるストライキやピケティングなどが、強要(刑法第223条)、威力業務妨害(234条)、住居侵入(130条)、公務執行妨害(95条)などに該当したとしても刑事罰を課せられないということである。

違法性が否定されるので、労働契

約違反による債務不履行責任(民法第415条)や不法行為責任(709条)など民事上の責任も免除される。

さらに、争議行為参加を理由として使用者が労働者を解雇や懲戒処分(不利)に付したりする「不利益取り扱い」も禁止される(民法第90条、労組法第7条第1項)。これが労働者の「争議権」の具体的な内実である(菅野和夫『労働法(第7版補訂版)』2006年、弘文堂、544-47頁)。

ところが、国家公務員については労働組合法が適用除外とされるから(国公法付則第16条)、これらの刑事上・民事上の免責がなく、懲戒処分も免れない。それだけではない。国家公務員法第98条第2項は「職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない」としたうえで、「企て」「共謀」「そそのかし」「あおり」に対しては刑事罰(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)を課すとしている(110条)。

国家公務員は、争議行為による刑事罰の対象となり、民事上の債務不履行責任・不法行為責任を負い、不利益取り扱いを受けるだけでなく、さらに争議行為や怠業に関する「企て」「共謀」「そそのかし」「あおり」など、思想の自由(憲法第19条)や表現の自由(21条)にもとづく

言動までが犯罪とみなされるのである。労働基本権という特定の具体的な場面で人権が剥奪されているだけでなく、国家公務員の基本的人権はより普遍的なレベルで根底から否定されているのだ。

地方公務員法第37条第1項、第61条第4号により地方公務員の場合も、事情はまったく同じである。

合理的理由なしに争議権剥奪継続

「懇談会報告」は、国の行政機関だったものが独立行政法人や国立大学法人になり、公社であった国鉄や電電公社が民営化されてJRやNTTになり、あるいは国の事務事業の民間開放が推進されるなど、公務と民間の区分自体が激変し、国の事業の全部が一律に従来どおり争議権なき公務員労働者によって担われなければならないとは到底言えない状況になっているにもかかわらず、民間の業務と同様の部門を切り分けて争議権を付与するのは「困難」だとする。理由は、「公務員が担うべきコア業務の度合いが高まっているとも考えられる」からだという(11頁)。理由にならないおかしな理屈である。

「懇談会報告」は、国家公務員の中に、「本省」の「企画立案部門」の幹部職員と、「地方機関」の「執行部門」の非幹部職員との差異があることは認めつつも、争議権付与の可否について検討するために両者を区分することは「困難」だとする。理由は、後者にだけ争議権を与えたとしても、争議となれば前者の業務

労働金庫講師による金融教育講座

2月9日、取手第一高校で中央ろうきんの講師による金融教育講座が実施された。同講座は高校生に金融被害の実態と被害回避のための知識を伝えることを目的として、ろうきんが社会貢献活動の一環として取り組んでいるもので、県内では初めて実施された。

講師は、消費生活コンサルタントで、金融被害者救済活動の経験をもつ中央労働金庫営業統括部次席調査役の有竹丈司さん。講義では、勧誘・詐欺の各種の手口と、それらに対する効果的対処法が映像資料も用いて具体的に示され、たいへん好評だった。

同校では総合学科の必修科目「産業社会と人間」の2時間連続の授業として1学年生徒240名を対象に実施されたが、「総合的な学習の時間」や「特別活動」などで1時間程度で実施することも可能。講師派遣は

無料なので、予算措置なしで実施可能。

問い合わせは取手一高分会(電話0297-72-1348)へ。実施申し込みは、茨城県高等学校教職員組合書記局まで。



運営にも大きな影響が及び「公務の停廃」がひきおこされるし、「当事者の納得感を得にくい」からだという(同)。無意味な議論である。

地方公務員に波及のおそれ

「懇談会報告」は、この程度の論理で、いわば十把ひとからげにして争議権回復に消極的になっているのであるが、この論証の方向性はたいへん危険である。国家公務員法改正にひきつづき、ほぼ同一内容で地方

公務員法改正がおこなわれることになっているので、この粗雑な議論がそのまま地方公務員にも持ち込まれる可能性が高い。

すなわち、公務員労働者たる都道府県立や市町村立学校の教職員は、民間労働者たる私立学校の教職員と同様の業務に従事しており、前者についてだけ争議権を剥奪する理由はないにもかかわらず、教員だけ分けるとして争議権剥奪を継続することになりかねない。

同様に、「本省」の「企画立案部門」の幹部職員について争議権剥奪を継続するからには、公立学校の公務員労働者たる教職員についても、争議権剥奪を継続するのでなければ「納得感を得にくい」として争議権剥奪を継続することになりかねない。

公務員の人権状況は国民全体の人権状況と相関関係にある。「公務員制度改革」の方向性は是正されなければならない。

必修〈道徳〉は生徒の道徳性の発達をうながすか? (第33回)

イスラエル国家の正当化に利用されるホロコースト

「六千人の命のビザ」—— 杉原千畝評価におけるナショナリズムとシオニズム(18)

§7 (つづき)

シオニズムにおけるホロコースト評価の基本的枠組みとその転回

恥ずべきものとしてのホロコースト

ホロコーストを生き延びたユダヤ人によるイスラエル建国という物語は、今日では当然のこととして受け

止められているが、意外なことにホロコースト直後からそうであったわけではない。ホロコーストについて語ることが、そのつどホロコーストの被害者であるユダヤ人によるイスラエル国家樹立の正当性を論証するようになるのは、かなりの時間を経過した後のことであった。

アメリカ合州国在住のユダヤ人で政治経済学者のサラ・ロイの両親は

ポーランドにあった絶滅収容所に収容されたが、父は脱走して、母は使役労働のグループにしろうじて選別され生き延びた。両親の親類は百人以上が絶滅収容所で殺害された。そのサラ・ロイが言う。

まだ私が幼い頃や若い頃には、イスラエルにいる友人らからホロコーストについて何か聞くことなどめったにありませんでした。

たし、ときに耳にすることがあったとしても、ホロコーストの犠牲者や生き残りの人々は蔑視の対象にされていました。彼らは弱くて、無抵抗で、殺されるがままにされていたとみなされていて、社会の恥と言われているのです。(サラ・ロイ、岡真理・早尾貴紀他編訳『ホロコーストからガザへ』2009年、青土社、244頁)

私にとってつらかったのは、私のイスラエル人の友人たちの多くがホロコーストや、イスラエル国家ができる前のユダヤ人の生活を冒瀆することでした。彼らに言わせると、それらの時代のユダヤ人は、脆弱で、受身で、劣っており、無価値で、尊敬に値せず、蔑まれて当然の恥ずべき存在なのでした。(181頁)

1955年にアメリカ合州国で生まれたサラ・ロイの「幼い頃や若い頃」「十代の頃」とは、おおむね1960年代のことだろう。当時のイスラエル国家において、ホロコーストは無視されるか、言及されるにしても恥ずべきものとみなされていたのだ。同じくアメリカ合州国在住のユダヤ人で政治学者のノーマン・フィンケルスタインによると、合州国では第二次世界大戦後しばらくの間、ホロコーストは忘れられていたという。

アメリカのユダヤ人エリートたちがナチのホロコーストを「忘れた」のは、ドイツ(1949年に西ドイツ)がソビエト連邦と対立するアメリカにとって戦後の重要な同盟国になったからだ。過去をほじくり返すことは無益であり、問題を紛糾させるのだ。(Norman G. Finkelstein, *The Holocaust Industry*, 2000, second paperback edition 2003, New York, p. 14.)

ホロコースト観の転回

戦後しばらくの間はもっぱら無視されるか、言及されるにしても恥ずべきものとされていたホロコースト観が百八十度転換し、軽蔑されていた犠牲者や生還者たちがこんどはイスラエル建国の礎として尊重されるようになる。この転換は日時を

特定できる一回限りのできごととして起きたわけではもちろんないが、1967年の第三次中東戦争が重大な画期だったようだ。フィンケルスタインは言う。

1967年6月のアラブ-イスラエル戦争ですべてが変わった。[……] 彼ら[アメリカのユダヤ人エリートたち]の新しいパトロンとしてのイスラエルは、アイヒマン裁判[1961年]のあいだナチ・ホロコーストを利用した。役に立つことが証明されたので、アメリカのユダヤ人組織は六月戦争[第三次中東戦争]以後はナチ・ホロコーストを利用することにした。ひとたびイデオロギー的に铸造し直すと[……] ザ・ホロコーストはイスラエルへの批判をそらすための完璧な武器になることが証明された。(ibid., pp. 16, 30.)

「イスラエルへの批判をそらす」とは具体的にはどういうことか？

そのホロコーストが、イスラエル国家がパレスチナ人を弾圧する政策を正当化するのに利用されるようになっていくわけだ。(サラ・ロイ、前掲書、244頁)

1948年の国家設立とそれに続く第一次中東戦争から20年近く経過し、イスラエル国家にとって2度目の戦争である第三次中東戦争が始まる。周到に準備された奇襲攻撃によって戦端が開かれた。イスラエル国家における名称である「六日間戦争 Six-Day War」のとおり、イスラエル軍は短時間のうちにシナイ半島・ガザ・ヨルダン川西岸・ゴラン高地そしてなによりエルサレムの全域を支配するにいたった。それは、今日に至るイスラエル国家の歴史上、国家樹立と並ぶもっとも輝かしい出来事だった。

この第三次中東戦争が引き起こした高揚について、反シオニズム運動「ネトゥレイ・カルタ」のルート・プロイが次のように言ったという。

1967年のあの騒ぎと、1940-45年、ホロコーストを巡るシオニズム指導者たちの死の沈黙——その現実について彼らが隅々まで知り尽くしていたにもかかわらず——は、なんとという好対照を描き出していること

であろう。(ヤコブ・ラブキン、菅野健治訳『トラーの名において』2010年、平凡社、285頁) アメリカ合州国在住のユダヤ人で哲学思想研究者のジョナサン・ボヤーリン(1956年生まれ)は、次のように言う。

ニュージャージーにあるユダヤ人用の養鶏場で育った私自身の記憶によれば、1939年から45年にかけてユダヤ人が被った経験は、それ自体が「戦争」と呼ばれていた。わずか数十年足らずで、「ホロコースト」は、第二次世界大戦とレトリック上は別の現象として分類されるようになったわけだ。この数十年というのは、生存者の体験が沈黙すべき恥辱から英雄的礼賛の対象へと変貌した時期であるが、ナチスによる虐殺のなかでとくにユダヤ人の体験だけが取り上げられ、それが、(ファシズムと共産主義から世界を救った者としての)アメリカと自由主義同盟における公の集合的記憶へと統合されたのも、現にこの時期だったのである。(ジョナサン・ボヤーリン/ダニエル・ボヤーリン『ディアスポラの力』、赤尾光春・早尾貴紀訳、2008年、平凡社、188-89頁)

「ホロコーストを巡るシオニズム指導者たちの死の沈黙」とか、「第二次世界大戦とレトリック上は別の現象として分類される」などの重要な論点については後ほど検討することとし、今ここでは、ホロコーストから数十年を経過した後、とりわけ第三次中東戦争の時期にホロコーストに関する言説が転回したことに注目しよう。

『全体主義の起源』(1951年)や『エルサレムのアイヒマン』(1963年)の著者としてあまりにも有名なハンナ・アーレントはその晩年、第三次中東戦争に際して、イスラエル国家の戦勝を喜んだという(早尾貴紀『ユダヤとイスラエルのあいだ』、2008年、青土社、122頁)。アーレントはシオニスト国家イスラエルに対しては、個別の事柄について多少批判的なことを言ったことが時々あったが、シオニズム自体に批判的であったのではない。シオニズム支

援を続けながらも、イスラエル国家への移住はせず離散の境涯に止まったアーレントが「大騒ぎ」してしまうほどのインパクトが、「六日間戦争」にはあったのだ。

イスラエル批判のたかまり

圧倒的勝利によってイスラエル国家の存立はやっと安定したように思われた。しかし国家存立の軍事的基盤の強化によって、むしろイスラエル国家に対する国際的批判が強まることになった。

第三次中東戦争以前のイスラエル国家の領域自体が、1948年の独立戦争による軍事占領地であった。ヨーロッパからの「移住」により急増したとはいえ、委任統治終了時点のパレスチナに居住していたユダヤ人は、約55万人に過ぎなかった。アラビヤ人(パレスチナ人)はその3倍の人口を擁していたが、独立に先立つ武力攻撃とそれが引き起こしたパニックによる脱出、さらに独立宣言と同時に開始された軍事攻撃により、80万人以上が追放された(藤田進『蘇るパレスチナ』1989年、東京大学出版会、225頁)。

そのイスラエル国家が、「六日間戦争」によってさらに広大な地域を軍事占領するにいたった。第一次中東戦争後にエジプト領となったガザ地区と、ヨルダン王国領となったヨルダン川西岸地区には、1948年にイスラエル国家から追放された難民が多数居住していた。彼らとその子孫のうち40万人以上が占領地外へふたたび難民として追放されたほか、ガザと西岸に残った100万人近くがイスラエル国家の軍事占領下に置かれた(エルサレムは併合)。

パレスチナ人は、イスラエル国家において差別されて居住するほか、軍事占領下のヨルダン川西岸とガザで、あるいはイスラエル国家とその占領地の外のヨルダン王国やレバノン、さらにアメリカ合州国などに逃れ難民となるなど、さまざまな境遇で生きることとなった。

ムーサ・アラミ(1897-1984)は、1948年のイスラエル国家樹立によりヨルダン川西岸のエリコ(有名な合唱曲「ジェリコの戦い」に歌われる古代以来の都市)に移り住んだの



ヨルダン川西岸のパレスチナ人(1987年)

ち、さらに1967年の第三次中東戦争で軍事占領下におかれた。

1948年、エルサレムとガリラヤ[パレスチナ北部]にあった資産の大半を失った彼は、エリコに移り住み、ヨルダン政府から五千エーカーにのぼる砂漠地帯の土地を譲渡された。そこで水脈をみつけ、大農場とパレスチナ難民の子供たちを対象にした学校を設立した。いずれも順調に運営されていたが、1967年にイスラエル軍が侵攻し、農地の3分の2をつぶし、27本の井戸のうち26本を破壊した。イスラエル軍は組織的に灌漑施設、建造物、井戸掘り用ボーリング機械を打ち壊した。農地の大半はたちどころに砂漠の状態に逆戻りした。[……] かつてバナナ農園とトマト畑があった場所は、いまは見る影もない砂漠となり、ズタズタの有刺鉄線の東、こわれたパイプ、荒れ果てたボロ屋が放置されている。(D. ギルモア著、北村文夫訳『パレスチナ人の歴史』1985年、新評論、198-99頁)

ガザ地区はさらに悲惨な状況に置かれた。後にイスラエル国家の首相となるシャロンが1969年にイスラエル国防軍の南部司令官になった。シャロンは[……] ガザ地区を約10キロごとに分割し、統治を容易にしようとした。ガザ地区は、南北こそ40キロを超えるものの、東西は概ね10キロくらいの南北に細長い回廊であ

る。シャロンは、この長方形の回廊を管理するために[ユダヤ人の]入植地を配備した。その後ガザ地区は金属製の柵で囲われ、数力所しかない外部への通路には検問所が設けられた。[……]

ガザ地区での「反開発」の決め手となったのが、イスラエルによる占領が始まった当初に設置された、北部地区にあるイスラエルとの境界近くに位置する「エレッツ工業団地」である。2005年の[イスラエル国防軍の]ガザ撤退まで存在したこの工業団地は、イスラエル国防軍によって運営され、ガザ地区の経済を弱体化させる装置として見事に機能した。また、同所の経済をイスラエル経済の下部に置くという従属関係を固定化させた。(サラ・ロイ、前掲書、119-20頁)

第三次中東戦争の圧勝は、結果的にシオニズム国家イスラエルに対する国際的非難を昂進させた。その時、これまで無視され恥ずべきものであったホロコーストが想起され、イスラエル国家を正当化するための歴史的資産に転換した。すなわち、ホロコーストの被害者としてのユダヤ人には、パレスチナ(=「エレッツ・イスラエル」)を領有しそこにイスラエル国家を樹立する権利があり、それ以外にかれらの生存を保障する方法はないのだ、という反論を許さない主張が前面に押し出されるようになったのだ。(つづく)